

雄物川高等学校宿舎規定

第1条 宿舎の名称及び位置

宿舎の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 秋田県雄物川高等学校宿舎

位置 秋田県横手市雄物川町今宿字獺袋125

第2条 施設の管理運営

宿舎は学校が管理運営し、運営の一部を外部に委託することができる。

第3条 宿舎定員

宿舎定員は16人とする。

第4条 入居資格

宿舎に入居しようとする者は、次に掲げる条件に該当する者でなければならない。

- (1) 秋田県立雄物川高等学校に在籍する者又は入学予定者であること。
- (2) 規律ある共同生活ができると認められる者であること。

第5条 入居許可

入居を希望する生徒は、入居許可願（様式1）を校長に提出し、許可を得るものとする。

第6条 宿舎費の納入

- (1) 毎月定められた期日までに宿舎費を納入しなければならない。
- (2) 宿舎費については、校長が別に定める。

第7条 退去

退去を希望する生徒は、退去許可願（様式2）を校長に提出し、許可を得るものとする。

第8条 宿舎の運営等

宿舎の運営その他必要な事項は別に定める。